

令和2年度決算に係る健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

令和3年8月

尼崎市監査委員

尼 監 報 告 第 7 号

令 和 3 年 8 月 2 4 日

尼 崎 市 長

稲 村 和 美 様

尼 崎 市 監 査 委 員 今 西 昭 文

同 藤 川 千 代

同 土 岐 良 二

同 安 浪 順 一

令 和 2 年 度 決 算 に 係 る 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の 審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 及 び 第 22 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、令 和 2 年 度 決 算 に 係 る 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 並 び に そ の 算 定 の 基 礎 と な る 事 項 を 記 載 し た 書 類 の 審 査 を 行 っ た の で、次 の と お り 意 見 を 提 出 し ま す。

目 次

第1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の着眼点と主な実施内容	2
第2	審査の結果及び意見	2
1	審査の結果	2
(1)	健全化判断比率	2
(2)	資金不足比率	2
2	健全化判断比率等の状況	3
(1)	実質赤字比率について	3
(2)	連結実質赤字比率について	4
(3)	実質公債費比率について	5
(4)	将来負担比率について	6
(5)	資金不足比率について	7
(6)	平成30年度から令和元年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較	8
(7)	地方公会計を活用した指標分析及び類似都市比較	11
3	総括	13
(1)	今回の算定結果について	13
(2)	令和2年度の状況	13
(3)	まとめ	14
<参考資料>		
1	健全化判断比率及び資金不足比率の算定式	16
(1)	健全化判断比率の算定式	16
(2)	資金不足比率の算定式	21
2	類似都市の財政指標等	24
(1)	財政指標等（令和元年度決算数値）	24
(2)	将来負担額等（令和元年度決算数値）	27
(3)	長期推移について	28
(4)	健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）	29
3	中核市の健全化判断比率の一覧（令和元年度決算数値）	30
4	用語説明	31

凡 例

- 1 各表中・グラフ中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
なお、健全化判断比率及び資金不足比率については、国の算定基準に基づき表示単位未満を切り捨てている。
- 2 文中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 3 各表中・グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。
「△」 = 減又はマイナス
- 4 各表中で用いる符号の用法は次のとおりである。

符 号	用 法
-	該当数値のないもの（該当数値が0のものを含む）
0.0	比率で表示単位未満の数値があるもの
0	①増減・比率計算の結果、数値が0のもの ②比率以外で表示単位未満の数値があるもの
***	前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率

- 5 各グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。
「0」「0.0」 = 表示単位未満の数値があるもの及び該当数値が0のもの
- 6 各表中の対前年度増減（額）及び比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した後の数値を用いて算出しているため、表ごとで表示単位が異なることにより対前年度増減（額）及び比率が一致しない場合がある。
- 7 各表中の総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 8 類似都市とは、平成28年4月1日現在で中核市である47市のうち、人口規模（人口35万人以上55万人未満）及び産業構造（第二次産業及び第三次産業従事者人口99%以上）が類似する県庁所在地を除く都市から抽出した7市（横須賀市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、西宮市）である。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算（以下「令和2年度決算」という。）に係る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）」第3条で定める実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、財政健全化法第22条で定める資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

なお、各比率の対象となる会計は次表のとおりである。

令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計

区分・会計名等			健全化判断比率等					
一 般 会 計 等	一 般 会 計			実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
		特 別 会 計	育英事業費会計					
	公共用地先行取得事業費会計							
	公害病認定患者救済事業費会計							
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計							
	青少年健全育成事業費会計							
	公 営 事 業 会 計	公 適 用	国民健康保険事業費会計					
			介護保険事業費会計					
			後期高齢者医療事業費会計					
		法 非 適 用	水道事業会計					資金不足比率
工業用水道事業会計								
	下水道事業会計							
	モーターボート競走事業会計							
	地方卸売市場事業費会計(市場事業)							
一部事務組合、広域連合	丹波少年自然の家事務組合							
	阪神水道企業団							
	兵庫県競馬組合							
	兵庫県後期高齢者医療広域連合							
地方公社 第三セクター等	尼崎市土地開発公社(債務保証)							
	(社福)阪神福祉事業団(損失補償)							
	兵庫県信用保証協会(損失補償)							

2 審査の期間

令和3年7月9日から8月6日まで

3 審査の着眼点と主な実施内容

審査に付された令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するために、算定の基礎となる事項を記載した書類と歳入歳出決算書、同付属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

また、一般会計等及び公営企業会計の財政運営等が健全に行われているかの確認を行うとともに、各種指標について現行の行財政改革計画「あまがさき『未来へつなぐ』プロジェクト」開始直前の、平成24年度からの推移を確認した。

なお、審査に当たっては、関係職員の説明を求めたほか、決算審査及び出資団体監査等の結果を参考とした。

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された次の令和2年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％・ポイント)

	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	12.7	12.1	10.9	△ 1.2	25.0	35.0
将来負担比率	155.6	67.6	51.4	△ 16.2	350.0	

備考： 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」で表示される。

(2) 資金不足比率

(単位：％・ポイント)

	会計名	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	増減	経営健全化基準
法 適 用 企 業	水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	下水道事業会計	—	—	—	—	20.0
	モーターボート競走事業会計		—	—	—	20.0
	自動車運送事業会計	18.4				20.0
用 法 非 適 企 業	地方卸売市場事業費会計	—	—	—	—	20.0
	廃棄物発電事業費会計	—				20.0
	都市整備事業費会計	—				20.0

備考： 資金不足比率については、資金不足額がない場合は「—」で表示される。

廃棄物発電事業費会計は平成26年度末で廃止。自動車運送事業会計及び都市整備事業費会計は平成27年度末で廃止。

2 健全化判断比率等の状況

(1) 実質赤字比率について

ア 本市の状況

本市の令和2年度実質収支額は、4億58百万円の黒字となり、実質赤字額がないことから、実質赤字比率は、「－」で表示される。

実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和2年度は△0.44%であり、前年度に比べ0.12ポイント下降（改善）している。

実質収支額

(単位：百万円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	増 減	増減率
歳入総額 ①	184,643	202,365	259,808	57,443	28.4
歳出総額 ②	184,337	201,613	258,034	56,421	28.0
歳入歳出差引額 ③=①-②	306	751	1,774	1,023	136.2
翌年度に繰り越すべき財源 ④	189	429	1,316	887	206.8
一般会計等実質収支額 ③-④=A	117	322	458	136	42.2
標準財政規模 B	99,121	100,574	101,766	1,192	1.2
実質赤字比率 (算定上の比率 A/B×100)	— (△ 0.11)	— (△ 0.32)	— (△ 0.44)	— △ 0.12	

備考1 歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

2 () 内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

健全化判断比率の各比率の算定に当たり、その分母の基となる標準財政規模については、1,017億66百万円で、前年度に比べ11億92百万円増加している。これは、臨時財政対策債発行可能額が4億82百万円減、普通交付税が2億86百万円減となったものの、標準税収入額等が19億58百万円増となったことによるものである。

標準財政規模

(単位：百万円・%)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	増 減	増減率
標準税収入額等	76,711	81,187	83,145	1,958	2.4
普通交付税	13,112	12,361	12,075	△ 286	△ 2.3
臨時財政対策債発行可能額	9,298	7,027	6,545	△ 482	△ 6.9
合 計	99,121	100,574	101,766	1,192	1.2

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の令和元年度決算数値<参考資料2(1)(P.25)>で比較すると、実質赤字比率(△0.32%)は、8市中で最も高い(悪い)。(平均値(尼崎市を除く。以下同じ):△2.92%)

(2) 連結実質赤字比率について

ア 本市の状況

一般会計等及び公営事業会計を連結ベースで算定した実質収支額は、黒字となっており、連結実質赤字比率は、「－」で表示される。

連結実質赤字比率を算定上の数値で示すと、令和2年度は△39.36%であり、前年度に比べ1.33ポイント上昇（悪化）している。

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額に一般会計等及び公営企業会計に含まれない国民健康保険事業費会計等の3特別会計の実質収支額を加え、更に、法適用及び法非適用公営企業会計の資金剰余（不足）額を加えた計算結果である。

令和2年度の実質収支額は、前年度に比べ8億63百万円（2.1%）減少（悪化）している。これは、法適用公営企業会計で13億23百万円減となったことなどによるものである。

連結実質収支額

(単位：百万円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	増 減	増減率
一 般 会 計 等	117	322	458	136	42.2
一般会計等以外の特別会計のうち 公営企業に係る特別会計以外の会計	2,488	1,082	1,420	338	31.2
実 質 収 支 額 A	2,605	1,405	1,877	472	33.6
法適用公営企業会計	13,958	39,388	38,065	△ 1,323	△ 3.4
法非適用公営企業会計	489	133	121	△ 12	△ 9.0
資 金 剰 余 額 B	14,448	39,521	38,186	△ 1,335	△ 3.4
合 計 A + B	17,053	40,926	40,063	△ 863	△ 2.1
標 準 財 政 規 模 C	99,121	100,574	101,766	1,192	1.2
連結実質赤字比率 (算定上の比率 (A+B)/C×100)	— (△17.20)	— (△40.69)	— (△39.36)	— 1.33	

備考： () 内の数値は、黒字額を負数で表示した場合の比率である。

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の令和元年度決算数値＜参考資料2(1)(P.25)＞で比較すると、連結実質赤字比率（△40.69%）は、8市中最も低い（良い）。（平均値：△18.51%）

(3) 実質公債費比率について

ア 本市の状況

平成30年度から令和2年度までの3か年平均の実質公債費比率は、前年度から1.2ポイント低下（改善）し、10.9%となった。

これは令和2年度単年度の実質公債費比率が、29年度単年度の比率を下回ったことによるものである。

実質公債費比率の状況

実質公債費比率 (3か年平均)		【参考】実質公債費比率 (単年度)	
	令和2年度	令和2年度	9.8%
令和元年度	10.9%	令和元年度	11.6%
12.1%		平成30年度	11.3%
		平成29年度	13.4%

備考： 実質公債費比率は、単年度の実質公債費比率の直近3か年の平均値で算定する。

令和2年度単年度の比率をみると、前年度から1.8ポイント低下（改善）し、9.8%となった。

これは主として、標準財政規模が増大、一般会計等に係る市債の元利償還金が減となったことなどによるものである。

単年度実質公債費比率

(単位：百万円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	増 減	増減率
地方債の元利償還金 A	24,048	24,019	23,016	△ 1,003	△ 4.2
準元利償還金 B	5,312	3,522	3,106	△ 416	△ 11.8
特定財源 C	6,577	5,708	5,765	57	1.0
算入公債費等 D	12,005	11,408	11,454	46	0.4
標準財政規模 E	99,121	100,574	101,766	1,192	1.2
実質公債費比率（単年度） $\frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$	12.3	11.6	9.8	△ 1.8	

イ 類似都市との比較

本市の状況を類似都市の令和元年度決算数値＜参考資料2(1) (P. 26)＞で比較すると、実質公債費比率（12.1%）は、8市中で最も高い（悪い）。（平均値：2.8%）

(4) 将来負担比率について

ア 本市の状況

令和2年度の将来負担比率は、前年度から16.2ポイント低下（改善）し、51.4%となった。

これは主として、市債の償還が進んだことにより、算定の分子である将来負担額が77億63百万円減となったことや、充当可能財源等が60億17百万円増となったことによるものである。

将来負担比率

(単位：百万円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	令和元年度	令和2年度	増 減	増減率
将来負担額 A	332,829	280,916	273,153	△ 7,763	△ 2.8
地方債の現在高	267,216	232,371	224,923	△ 7,448	△ 3.2
債務負担行為に基づく支出予定額	6,154	2,423	1,827	△ 596	△ 24.6
公営企業債等繰入見込額	28,569	26,561	27,078	517	1.9
組合負担等見込額	656	49	30	△ 19	△ 38.8
退職手当負担見込額	24,009	19,298	19,100	△ 198	△ 1.0
設立法人の負債額等負担見込額	6,224	214	195	△ 19	△ 8.9
充当可能財源等 B	197,257	220,627	226,644	6,017	2.7
充当可能基金	16,803	33,868	39,408	5,540	16.4
充当可能特定歳入	55,617	43,848	43,975	127	0.3
基準財政需要額算入見込額	124,837	142,911	143,261	350	0.2
標準財政規模 C	99,121	100,574	101,766	1,192	1.2
算入公債費等 D	12,005	11,408	11,454	46	0.4
将来負担比率 (A-B) / (C-D) × 100	155.6	67.6	51.4	△ 16.2	

イ 類似都市との比較

(7) 将来負担比率

本市の状況を類似都市の令和元年度決算数値＜参考資料2(1)(P.26)＞で比較すると、将来負担比率(67.6%)は、8市中でも突出して高い(悪い)状況にあり、平均値(6.2%)との差は61.4ポイントとなっている。

(イ) 市債残高

本市の状況を類似都市の令和元年度決算数値を標準財政規模で規模補正した市債残高＜参考資料2(1)(P.27)＞で比較すると、市債残高(2,324億円)は、8市中でも最も額が多く、平均値の約1.6倍となっている。(平均値：1,487億円)

なお、類似都市と比較を行う場合は、財政規模に違いがあるため、類似都市の財政規模を本市の財政規模に倍率補正する係数を求め、各数値にこの補正係数を乗じた数値により比較している。(以下「規模補正」という場合は同様の補正を行っている。)

(5) 資金不足比率について

ア 本市の状況

本市の法適用及び法非適用公営企業各会計の令和2年度の資金剰余（不足）額は、次表のとおりであり、全ての会計で資金不足が生じていないことから「－」表示となる。

各会計の資金剰余（不足）額

(単位：百万円・%)

会 計 名	(参考) 平成24年度			令和元年度			令和2年度		
	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率	資金剰余 (不足)額	事業 規模	資金不 足比率
水道事業会計	6,398	9,432	－	8,483	8,798	－	8,480	7,806	－
工業用水道事業会計	3,839	1,683	－	9,412	1,412	－	7,366	1,359	－
下水道事業会計	4,145	10,563	－	12,263	9,652	－	12,866	8,792	－
モーターボート競走事業会計				9,230	41,863	－	9,353	50,000	－
自動車運送事業会計	△ 424	2,292	18.4						
地方卸売市場事業費会計	242	341	－	133	258	－	121	254	－
廃棄物発電事業費会計	247	506	－						
都市整備事業費会計	0	0	－						

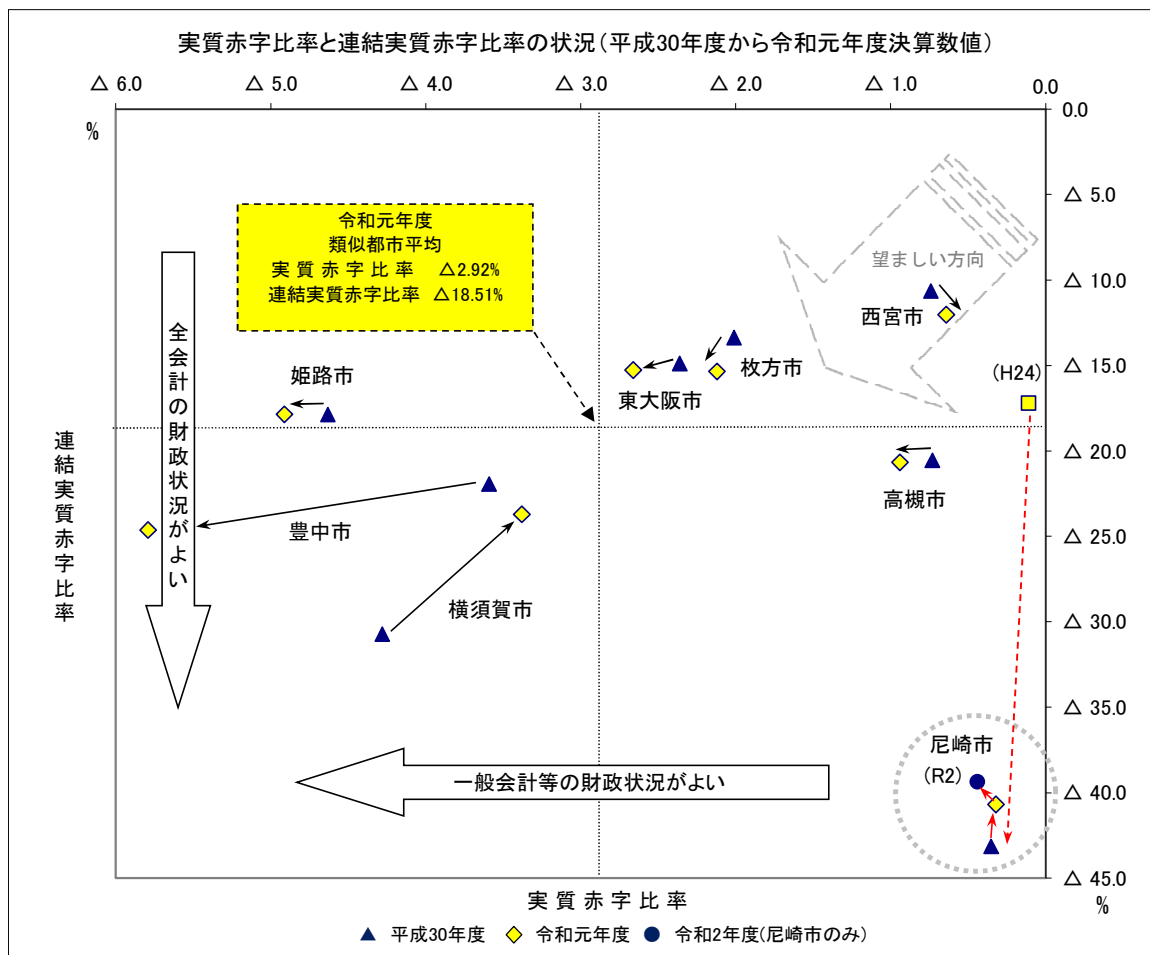
備考： 資金不足比率＝資金不足額÷事業規模×100

廃棄物発電事業費会計は平成26年度末で廃止。自動車運送事業会計及び都市整備事業費会計は平成27年度末で廃止。

(6) 平成30年度から令和元年度決算数値における各指標の相関関係及び類似都市比較

ア 実質赤字比率と連結実質赤字比率

財政運営の成績をみる指標として、実質赤字比率と連結実質赤字比率について、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



横軸は実質赤字比率、縦軸は連結実質赤字比率を示している。いずれの数値も赤字額が生じていないことから、マイナス(△)で表示されており、マイナスの数値が高いほど財政状況が良好な状態を表す。したがって、グラフマークの軌跡が左下に向かっていくほど、実質赤字比率、連結実質赤字比率それぞれを算出する際の黒字の割合が大きく(良く)なっていることを示している。

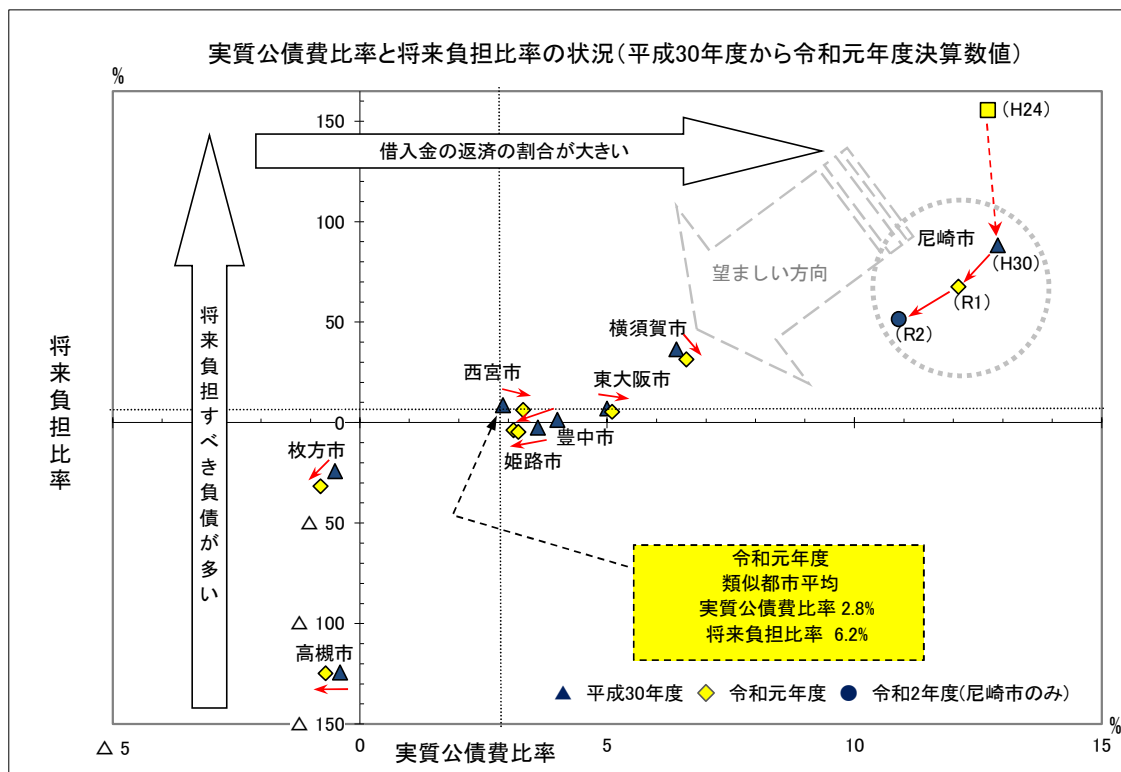
類似都市の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、一般会計等のみの実質赤字比率と地方公営企業会計等を連結した連結実質赤字比率のどちらもが、類似都市平均値より高くなっており、財政状況に問題がある可能性も考えられる。

本市の状況は、右側グラフ軸に沿って推移しており、令和元年度で395億円の公営企業会計の資金剰余額があることから、連結ベースでは類似都市平均を上回っているが、基幹となる一般会計等の実質収支額<参考資料2(4)(P.29)>は、類似都市の約9分の1となっている。

イ 実質公債費比率と将来負担比率

実質公債費比率と将来負担比率の共通の算定要素である市債については、償還が始まればその減少に伴い将来負担比率を低下（改善）させ、実質公債費比率を上昇（悪化）させる要因となるなど、両比率は相互に関連している。

こうした両比率の関連性を踏まえ、類似都市と本市の数値をグラフで表すと次のとおりとなる。



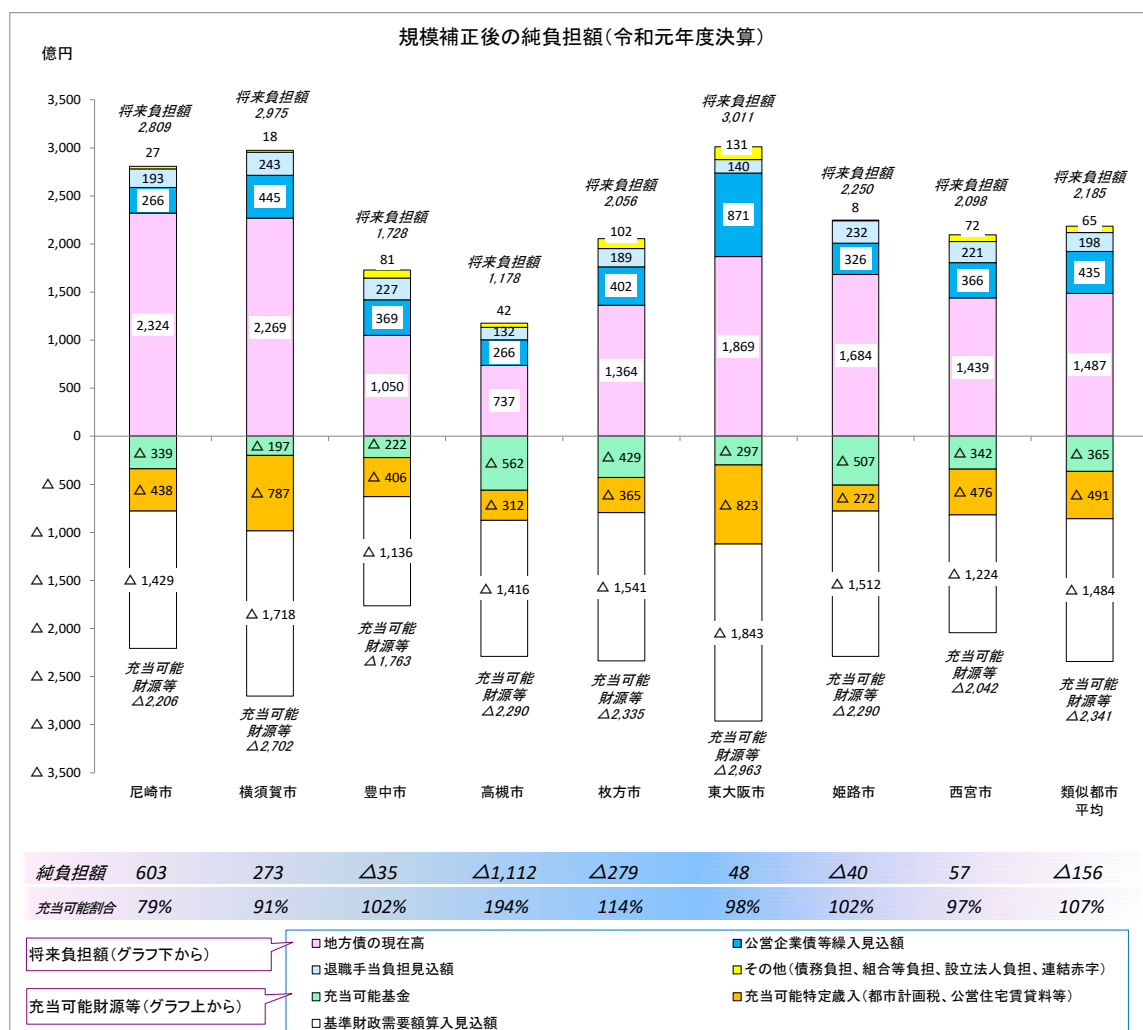
借入金の毎年の返済額の大きさを示す実質公債費比率を横軸に、将来負担すべき実質的な負債全体の大きさを示す将来負担比率を縦軸に置いて比較した。

類似都市の令和元年度の平均値を点線で示しており、この点線が交わる位置より右上のゾーンは、類似都市の中で、借入金の返済額が大きく、かつ、将来負担すべき負債も大きい。

本市は、右上のゾーンに位置しており、返済額が大きい上に、将来負担すべき負債も類似都市に比べ、突出して大きいことがわかる。しかしながら、地方債の現在高は減少しており、高い（悪い）水準ではあるものの、実質公債費比率、将来負担比率ともに着実に低下（改善）している。

ウ 将来負担比率における純負担額の状況

将来負担額から充当可能財源を差し引いた純負担額を、本市の標準財政規模で規模補正して類似都市と比較すると次のとおりとなる。



グラフの上半分が将来負担額を、下半分が充当可能財源等を示しており、本市の将来負担額は8市中3番目に多いが、対応する充当可能財源の多さは8市中6番目となっている。その結果、純負担額は、8市中4市がマイナスの値となり、類似都市平均もマイナスの値(△156億円)となっているのに対し、本市は603億円と最も高い値となっており、突出した状況にある。

また、将来負担額に対する充当可能財源等の割合は、本市が79%、類似都市平均は107%となっており、その主たる要因は、充当可能財源である基準財政需要額算入見込額が少ないことにある。これらのことから、将来負担の軽減のためには、引き続き市債残高の圧縮を図りつつ、併せて交付税措置の手厚い有利な市債を活用することが必要である。

(7) 地方公会計を活用した指標分析及び類似都市比較

「統一的基準」による地方公会計の財務書類等から得られた指標を用いてクロス分析を行う。

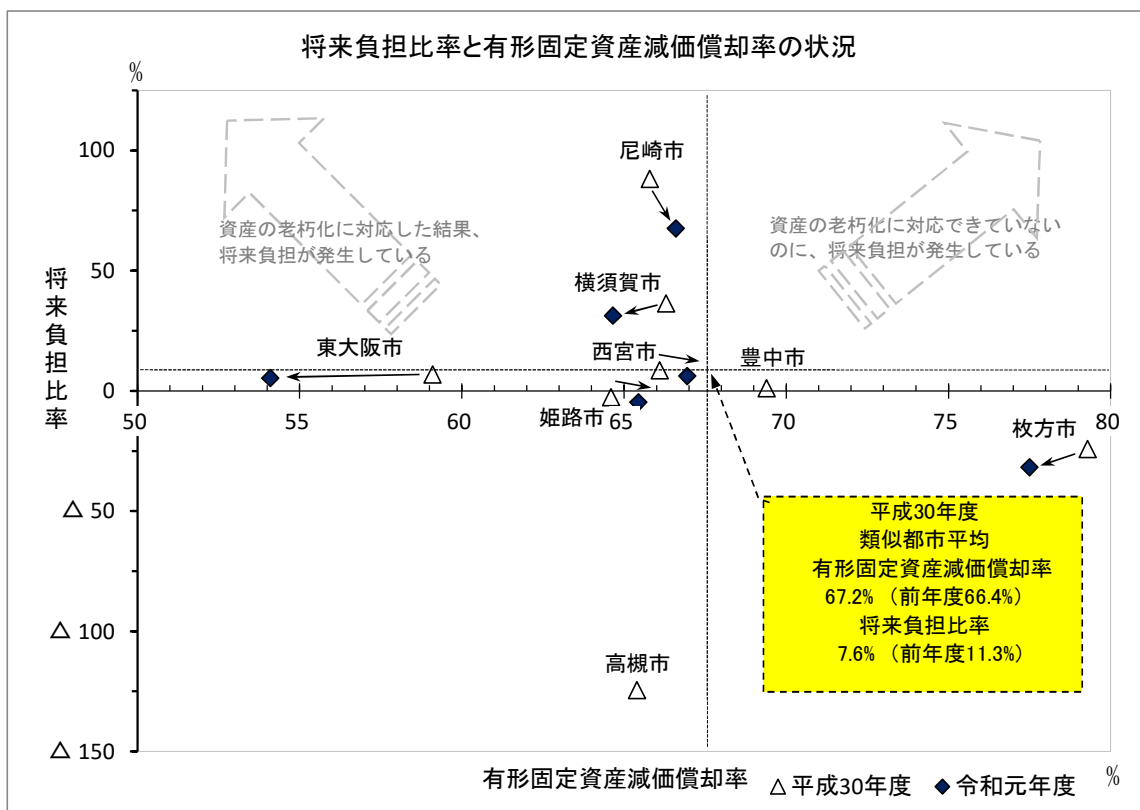
ア 将来負担比率と有形固定資産減価償却率

有形固定資産減価償却率とは、地方公会計制度に基づく財務書類に掲載される有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合となっており、耐用年数に対し、取得からどの程度経過しているのかを知ることができる。

また、将来負担比率は著しく低くても、適切な施設整備を実施せず市債の発行を抑制し続けてきた結果によるものであれば、今後一気に投資需要が高まる可能性も想定されることから、将来にわたって安定した財政状況が保証されているとはいえない。

そこで、両比率を併せてその推移を見ることで、例えば将来負担比率が上昇（悪化）していても、有形固定資産減価償却率が低下（改善）していれば老朽化対策の先送りをせず対応した結果であるなど、将来負担について総合的に捉えることができるようになる。

将来負担比率と有形固定資産減価償却率について、本市と類似都市の平成30年度・令和元年度数値をグラフに表すと次のとおりとなる。



※ 令和3年7月21日時点でデータ未公表のため、令和元年度は豊中市及び高槻市を除く

※ 有形固定資産減価償却率=減価償却累計額÷(有形固定資産合計-土地等の非償却資産+減価償却累計額)×100
各市公表の財務書類より試算

本市の将来負担比率は類似都市に比べ突出して高い一方で、有形固定資産減価償却率は同平均並みとなっている。また、平成 30 年度から令和元年度にかけてはグラフ右下へ動いているが、これは積極的に市債償還に努めたことなどにより将来負担比率が低下（改善）する一方で、施設の更新が進まず有形固定資産減価償却率は上昇（悪化）した結果によるものである。

今後とも、将来負担比率を下げつつ、施設の集約を含めた更新を進めていく必要があることから、その必要額を「見える化」することにより、更新時期の平準化や長寿命化による更新費用を抑制することに加え、市債の発行抑制や交付税措置の手厚い市債の活用など資金調達面での工夫を行いながら、最適な選択を行う必要がある。

3 総括

(1) 今回の算定結果について

令和2年度の健全化判断比率、資金不足比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回った。しかし、「健全化判断比率等の状況」で記述したとおり、本市財政の実態は改善しつつあるものの、類似都市平均に比べると未だ劣後しており、今後も市政運営上の大きな課題である。

(2) 令和2年度の状況

一般会計等の実質収支額は4億58百万円で、**実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。当初予算で予定していた財源対策12億円は、地方消費税交付金2.5億円、市税1.5億円の増のほか、執行差金等による投資的経費12億円、物件費で12億円減などにより収支が改善したことで、決算においては全額不要となった。さらに、減債基金からの繰り入れで対応を予定していた退職手当債及び行政改革推進債等の10億円に加え、それ以外の借換債18億円についても、収支剰余（一般財源）を活用して早期償還を行った。次に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額は、介護保険事業費会計の実質収支額が4億9百万円改善したことから、前年度から3億38百万円増の14億20百万円となった。

一方、公営企業会計は、水道事業、工業用水道事業、下水道事業及びモーターボート競走事業の法適用企業4会計の決算において、当年度純利益を約42億円計上し、資金剰余额合計は380億65百万円と良好な状況にある。

その結果、連結実質収支額は、前年度より8億63百万円減の400億63百万円となり、**連結実質赤字比率**は「－」（黒字）となっている。

実質公債費比率（3か年平均）は、当該比率の算定が始まって以来9年連続で上昇し続けていたが、公共用地先行取得事業に係る償還額の減等により、29年度より低下に転じており、当年度は前年度の12.1%から10.9%へと更に低下（改善）した。

将来負担比率については、充当可能財源等を差し引いた実質的な将来負担額が減少したことにより、51.4%と、前年度から16.2ポイント低下（改善）した。しかしながら、大幅に改善してきているものの、類似都市と比較すると未だ最下位の位置にあり、令和元年度決算時点で類似都市平均と61.4ポイントの開きがある。

(3) まとめ

本市の健全化判断比率は、退職手当債等の早期償還など、市債残高の削減に積極的に取り組んできた結果、改善してきている。

将来世代の負担割合を示す将来負担比率は算定開始の平成 19 年度 (217.2%) 以降低下 (改善) し、令和 2 年度には 51.4% となった。また、実質公債費比率も学校施設耐震化事業の実施により平成 28 年度 (13.9%) にピークを迎えて以降、低下 (改善) し、令和 2 年度には 10.9% となった。

このように将来の負担を着実に減少させてはいるものの、依然として、類似都市と比較して将来負担比率 (令和元年度で 61.4 ポイントの差)、実質公債費比率 (令和元年度で 9.3 ポイントの差) 共に大きく劣後している。このような中、今後、次期焼却施設の整備など大規模な投資的事業の実施が見込まれ、多額の市債発行による将来負担額の増加が懸念される。

したがって、引き続き、交付税措置のない市債の早期償還や新発債の発行抑制など将来の負担削減に取り組むとともに、大規模投資事業については特に将来に亘って大きな負担が残るということを肝に銘じ、財源・投資バランスを確保した将来を見据えた財政運営に努めなければならない。

<参 考 资 料>

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率の算定式

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)
- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
= 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(単位：千円・%・ポイント)

会計名	平成24年度 (参考)	平成30年度	令和元年度 ①	令和2年度 ②	対前年度増減 ②-①
一般会計	8,359,456	2,563,043	2,375,942	1,575,641	△ 800,301
育英事業費会計	0	0	0	0	0
公共用地先行取得事業費会計	△ 8,240,119	△ 2,208,859	△ 2,054,499	△ 1,113,154	941,345
公害病認定患者救済事業費会計	292	106	362	179	△ 183
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計	△ 2,241	267	685	△ 4,928	△ 5,613
青少年健全育成事業費会計	0	0	0	0	0
一般会計等実質収支額	117,388	354,557	322,490	457,738	135,248
標準財政規模	99,120,659	99,997,802	100,574,335	101,766,110	1,191,775
実質赤字比率	— (△ 0.11)	— (△ 0.35)	— (△ 0.32)	— (△ 0.44)	— △ 0.12

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(単位：千円・%・ポイント)

会計名		平成24年度 (参考)	平成30年度	令和元年度 ①	令和2年度 ②	対前年度増減 ②-①	
一般会計等		117,388	354,557	322,490	457,738	135,248	
一般会計等 以外の特別 会計のうち公 営企業に係 る特別会計 以外の会計	国民健康保険事業費会計	1,542,211	4,613,420	540,108	448,604	△ 91,504	
	介護保険事業費会計	540,313	998,082	465,085	874,396	409,311	
	後期高齢者医療事業費会計	146,019	183,735	70,864	96,537	25,673	
	農業共済事業費会計	7,622	6,611	6,424		皆減	
	駐車場事業費会計	0				—	
	競艇場事業費会計	251,578				—	
実質収支額 A		2,605,131	6,156,405	1,404,971	1,877,275	472,304	
公営企業 会計	法適用 企業	水道事業会計	6,398,346	9,123,489	8,483,105	8,479,573	△ 3,532
		工業用水道事業会計	3,838,940	8,869,304	9,411,734	7,366,401	△ 2,045,333
		下水道事業会計	4,144,517	10,389,248	12,263,150	12,866,200	603,050
		モーターボート競走事業会計		8,501,394	9,229,828	9,352,592	122,764
		自動車運送事業会計	△ 423,537				—
	法非適 用企業	地方卸売市場事業費会計	242,064	124,719	133,321	121,321	△ 12,000
		廃棄物発電事業費会計	247,274				—
		都市整備事業費会計	0				—
資金剰余額 B		14,447,604	37,008,154	39,521,138	38,186,087	△ 1,335,051	
合計 A+B		17,052,735	43,164,559	40,926,109	40,063,362	△ 862,747	
標準財政規模 C		99,120,659	99,997,802	100,574,335	101,766,110	1,191,775	
連結実質赤字比率 (A+B) / C × 100		— (△ 17.20)	— (△ 43.16)	— (△ 40.69)	— (△ 39.36)	— 1.33	

ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{算入公債費等})}{(\text{3か年平均}) \quad \text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子
- 算入公債費等：元利償還金・準元利償還金のうち基準財政需要額に算入された額

(単位：千円・%)

項 目	平成 24 年度 (参考)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地方債の元利償還金 A	24,048,402	25,799,310	23,818,169	24,019,024	23,016,028
準元利償還金 B	5,312,401	3,887,561	3,787,183	3,521,948	3,106,221
満期一括償還地方債の年度割相当額	86,667	16,667	13,333	10,000	6,667
公営企業債の償還に対する繰出金	4,473,454	3,490,746	3,452,676	3,233,807	2,849,811
一部事務組合等の償還金に対する負担金等	241,627	25,381	26,823	20,966	19,495
公債費に準ずる債務負担行為に係る支出額	510,614	354,767	294,351	257,170	230,217
一時借入金の利子	39	—	—	5	31
特定財源 C	6,577,042	6,353,973	5,814,283	5,708,369	5,765,419
算入公債費等 D	12,004,739	11,654,230	11,744,148	11,408,193	11,453,967
標準財政規模 E	99,120,659	98,573,387	99,997,802	100,574,335	101,766,110
A + B	29,360,803	29,686,871	27,605,352	27,540,972	26,122,249
C + D	18,581,781	18,008,203	17,558,431	17,116,562	17,219,386
(A + B) - (C + D)	10,779,022	11,678,668	10,046,921	10,424,410	8,902,863
E - D	87,115,920	86,919,157	88,253,654	89,166,142	90,312,143
実質公債費比率 (単年度) $\frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$	12.3	13.4	11.3	11.6	9.8
実質公債費比率 (3か年平均)			10.9		
	12.7		12.1		

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left[\begin{array}{l} \text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} \\ + \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right]}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

○ 将来負担額：イからチまでの合計額

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト 連結実質赤字額

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

○ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

○ 基準財政需要額算入見込額：地方債現在高等の償還金として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

○ 算入公債費等：(P. 18「ウ 実質公債費比率」算定式の説明欄参照)

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 24 年度 (参考)	平成 30 年度	令和元年度 ①	令和 2 年度 ②	対前年度増減 ②-①
将来負担額 A	332,829,097	291,715,233	280,915,892	273,153,387	△ 7,762,505
地方債の現在高	267,216,169	245,497,463	232,370,786	224,923,490	△ 7,447,296
債務負担行為に基づく支出予定額	6,154,349	2,334,119	2,423,102	1,826,718	△ 596,384
公営企業債等繰入見込額	28,568,923	24,876,506	26,561,181	27,078,311	517,130
組合負担等見込額	656,353	70,306	49,389	30,403	△ 18,986
退職手当負担見込額	24,009,441	18,904,316	19,297,873	19,099,643	△ 198,230
設立法人の負債額等負担見込額	6,223,862	32,523	213,561	194,822	△ 18,739
充当可能財源等 B	197,257,343	213,796,578	220,627,122	226,643,654	6,016,532
充当可能基金	16,802,585	26,309,860	33,868,120	39,407,671	5,539,551
充当可能特定歳入	55,617,383	44,655,197	43,848,225	43,975,314	127,089
基準財政需要額算入見込額	124,837,375	142,831,521	142,910,777	143,260,669	349,892
A - B	135,571,754	77,918,655	60,288,770	46,509,733	△13,779,037
標準財政規模 C	99,120,659	99,997,802	100,574,335	101,766,110	1,191,775
算入公債費等 D	12,004,739	11,744,148	11,408,193	11,453,967	45,774
C - D	87,115,920	88,253,654	89,166,142	90,312,143	1,146,001
将来負担比率 (A-B) / (C-D) x100	155.6	88.2	67.6	51.4	△ 16.2

〔地方債の現在高の内訳〕

(単位：千円)

区 分		平成 24 年度 (参考)	平成 30 年度	令和元年度 ①	令和 2 年度 ②	対前年度増減 ②-①	
一 般 会 計	教 育	31,140,293	50,147,773	46,578,597	40,778,458	△ 5,800,139	
	土 木	65,233,355	42,713,001	39,677,647	36,293,589	△ 3,384,058	
	衛 生	24,811,381	15,956,637	15,099,437	14,277,362	△ 822,075	
	その他の普通債	37,361,340	32,403,841	32,708,769	37,469,202	4,760,433	
	小 計	158,546,369	141,221,252	134,064,451	128,818,612	△ 5,245,839	
	災 害 復 旧 債	7,658	174,811	334,503	339,254	4,751	
	そ の 他	臨 時 財 政 対 策 債	57,925,634	89,167,982	90,140,975	90,112,161	△ 28,814
		退 職 手 当 債	15,012,328	6,631,719	2,187,927	1,550,785	△ 637,142
		その他減税補てん債等	13,082,255	4,532,863	3,903,863	3,590,251	△ 313,612
		小 計	86,020,217	100,332,564	96,232,765	95,253,198	△ 979,567
公共用地先行取得事業費		22,479,844	3,648,517	1,622,198	395,556	△ 1,226,642	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		162,081	120,319	116,870	116,870	0	
合 計		267,216,169	245,497,463	232,370,786	224,923,490	△ 7,447,296	

〔公営企業債等繰入見込額の内訳〕

(単位：千円)

特 別 会 計 名	平成 24 年度 (参考)	平成 30 年度	令和元年度 ①	令和 2 年度 ②	対前年度増減 ②-①
水 道 事 業 会 計	14,175	12,932	12,827	12,779	△ 48
下 水 道 事 業 会 計	27,767,682	24,843,728	26,535,637	27,059,050	523,413
地方卸売市場事業費会計	98,997	19,846	12,717	6,482	△ 6,235
駐 車 場 事 業 費 会 計	631,602				
自 動 車 運 送 事 業 会 計	56,467				
合 計	28,568,923	24,876,506	26,561,181	27,078,311	517,130

〔設立法人の負債額等負担見込額の内訳〕

(単位：千円)

法 人 名	平成 24 年度 (参考)	平成 30 年度	令和元年度 ①	令和 2 年度 ②	対前年度増減 ②-①
尼崎市土地開発公社	2,469,154	—	—	—	—
阪神福祉事業団	92,338	32,523	213,561	194,822	△ 18,739
兵庫県信用保証協会	111,182	—	—	—	—
尼崎市総合文化センター	1,713,764				
尼崎健康医療財団	1,837,424				
合 計	6,223,862	32,523	213,561	194,822	△ 18,739

(2) 資金不足比率の算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

ア 法適用企業

- 資金の不足額 = (流動負債－控除企業債等－控除未払金等) + 算入地方債の現在高－(流動資産－控除財源)－解消可能資金不足額
- 事業の規模 = 営業収益の額－受託工事収益の額
 - ・ 算入地方債の現在高：建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債の現在高から、当該地方債のうち流動負債として整理されているものの現在高を控除した額
 - ・ 控除財源：当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
 - ・ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額（資金不足であれば算入）

水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	平成30年度	令和元年度 ①	令和2年度 ②	対前年度増減 ②－①
流 動 負 債	1,113,493	2,125,004	2,377,226	2,503,710	126,484
控 除 企 業 債 等	—	804,823	847,717	904,902	57,185
控 除 未 払 金 等	—	—	—	—	—
控 除 引 当 金 等	—	—	—	—	—
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
流 動 資 産	7,511,839	10,443,670	10,012,614	10,078,381	65,767
控 除 財 源	—	—	—	—	—
貸 倒 引 当 金	—	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	6,398,346	9,123,489	8,483,105	8,479,573	△ 3,532
事 業 の 規 模	9,431,622	8,920,033	8,798,375	7,806,377	△ 991,998
資 金 不 足 比 率	— (△ 67.8)	— (△ 102.2)	— (△ 96.4)	— (△108.6)	— △ 12.2

工業用水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	平成30年度	令和元年度 ①	令和2年度 ②	対前年度増減 ②-①
流動負債	193,477	423,695	294,188	274,012	△ 20,176
控除企業債等	—	—	—	—	—
控除未払金等	—	—	—	—	—
控除引当金等					
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
流動資産	4,040,705	9,292,999	9,705,923	7,640,413	△ 2,065,510
控除財源	8,288	—	—	—	—
貸倒引当金					
資金の剰余額	3,838,940	8,869,304	9,411,734	7,366,401	△ 2,045,333
事業の規模	1,683,324	1,427,250	1,412,414	1,359,295	△ 53,119
資金不足比率	— (△ 228.0)	— (△ 621.4)	— (△ 666.3)	— (△ 541.9)	— 124.4

下水道事業会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成24年度 (参考)	平成30年度	令和元年度 ①	令和2年度 ②	対前年度増減 ②-①
流動負債	4,270,790	6,736,761	5,034,054	5,602,382	568,328
控除企業債等	—	2,691,583	2,369,284	2,237,306	△ 131,978
控除未払金等	—	—	—	—	—
控除引当金等					
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
流動資産	8,415,307	14,434,427	14,927,920	16,231,276	1,303,356
控除財源	—	—	—	—	—
貸倒引当金					
資金の剰余額	4,144,517	10,389,248	12,263,150	12,866,200	603,050
事業の規模	10,562,537	9,875,843	9,652,324	8,791,614	△ 860,710
資金不足比率	— (△ 39.2)	— (△ 105.1)	— (△ 127.0)	— (△ 146.3)	— △ 19.3

モーターボート競走事業会計※

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成30年度	令和元年度 ①	令和2年度 ②	対前年度増減 ②-①
流動負債	1,543,348	1,751,133	2,589,733	838,600
控除企業債等	—	—	—	—
控除未払金等	—	—	—	—
控除引当金等				
算入地方債現在高	—	—	—	—
流動資産	10,044,742	10,980,961	11,942,325	961,364
控除財源	—	—	—	—
貸倒引当金				
資金の剰余額	8,501,394	9,229,828	9,352,592	122,764
事業の規模	42,984,021	41,862,812	50,000,470	8,137,658
資金不足比率	— (△ 19.7)	— (△ 22.0)	— (△ 18.7)	— 3.3

※平成24年度は特別会計（競艇事業費会計）で経理

イ 法非適用企業

- 資金の不足額 = 歳出額 + 算入地方債の現在高 - (歳入額 - 翌年度に繰り越すべき財源) - (解消可能資金不足額)
- 事業の規模 = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

地方卸売市場事業費会計

(単位：千円・%・ポイント)

項 目	平成 24 年度 (参考)	平成 30 年度	令和元年度 ①	令和 2 年度 ②	対前年度増減 ②-①
歳 出 額	375,565	277,713	288,009	301,859	13,850
算入地方債現在高	—	—	—	—	—
歳 入 額	617,629	402,432	421,330	423,180	1,850
翌年度繰越財源	—	—	—	—	—
資 金 の 剰 余 額	242,064	124,719	133,321	121,321	△ 12,000
事 業 の 規 模	340,940	255,358	258,004	254,442	△ 3,562
資 金 不 足 比 率	— (△ 70.9)	— (△ 48.8)	— (△ 51.6)	— (△ 47.6)	— 4

2 類似都市の財政指標等

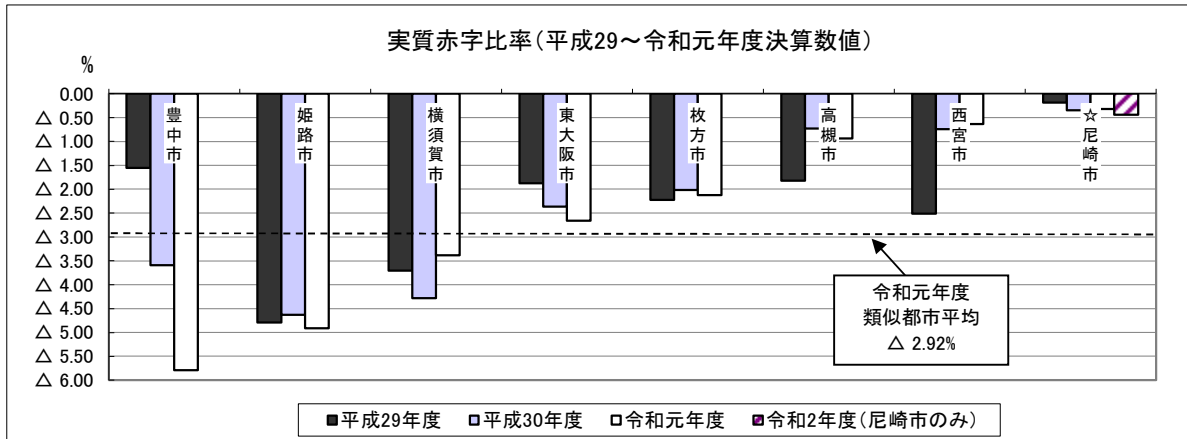
(1) 財政指標等（令和元年度決算数値）

（単位：人・km²・%・百万円）

区 分	尼崎市	横須賀市	豊中市	高槻市	枚方市	東大阪市	姫路市	西宮市	
人口（27年国勢調査）	452,563	406,586	395,479	351,829	404,152	502,784	535,664	487,850	
面 積	50.72	100.82	36.39	105.29	65.12	61.78	534.48	99.96	
健全化判断比率	実質赤字比率	△ 0.32	△ 3.38	△ 5.79	△ 0.94	△ 2.12	△ 2.66	△ 4.91	△ 0.64
	連結実質赤字比率	△40.69	△23.73	△24.63	△20.68	△15.36	△15.28	△17.87	△12.04
	実質公債費比率	12.1	6.6	3.1	△ 0.7	△ 0.8	5.1	3.2	3.3
	将来負担比率	67.6	31.4	△ 3.8	△124.8	△31.7	5.4	△ 4.7	6.3
財 政 力 指 数	0.84	0.82	0.92	0.82	0.80	0.77	0.89	0.95	
経 常 収 支 比 率	97.4	102.4	91.4	94.7	96.1	95.4	87.3	99.6	
一般会計等歳出総額	201,613	160,949	146,339	114,889	135,494	204,202	210,601	174,384	
標準財政規模	100,574	82,780	84,449	68,299	77,953	109,402	120,088	96,282	
地 方 税 収 入	80,591	59,915	70,805	51,038	57,030	79,651	97,798	87,639	
地方交付税収入	12,846	13,351	6,188	10,455	12,373	20,170	13,552	3,280	
地 方 債 収 入	13,525	23,486	8,543	5,493	10,898	14,950	20,984	10,452	
うち臨時財政対策債	7,027	6,543	5,553	2,200	5,590	7,634	6,533	3,568	
人 件 費	27,725	28,141	26,166	19,812	20,425	26,630	34,073	34,889	
扶 助 費	75,025	37,148	50,969	36,302	45,119	75,067	53,511	50,872	
公 債 費	28,187	17,123	9,744	8,155	9,938	17,444	20,593	14,793	
うち元金償還額	26,648	16,125	9,277	8,002	9,372	16,552	19,162	13,806	
投 資 的 経 費	14,454	26,476	9,195	11,657	13,089	17,176	37,896	15,941	
うち単独	7,504	11,958	7,648	6,382	3,642	8,139	22,891	11,426	
一般会計等地方債現在高	232,371	186,767	88,178	50,036	105,708	203,317	201,105	137,751	
標準財政規模で規模補正した地方債現在高	232,371	226,914	105,015	73,681	136,384	186,910	168,426	143,892	
充 当 可 能 基 金	33,868	16,238	18,605	38,134	33,265	32,360	60,479	32,777	
一 般 職 員 等	2,882	2,905	2,392	2,065	2,182	2,716	3,617	3,244	

備考：総務省ホームページ、「決算カード」及び各類似都市への照会により作成した。

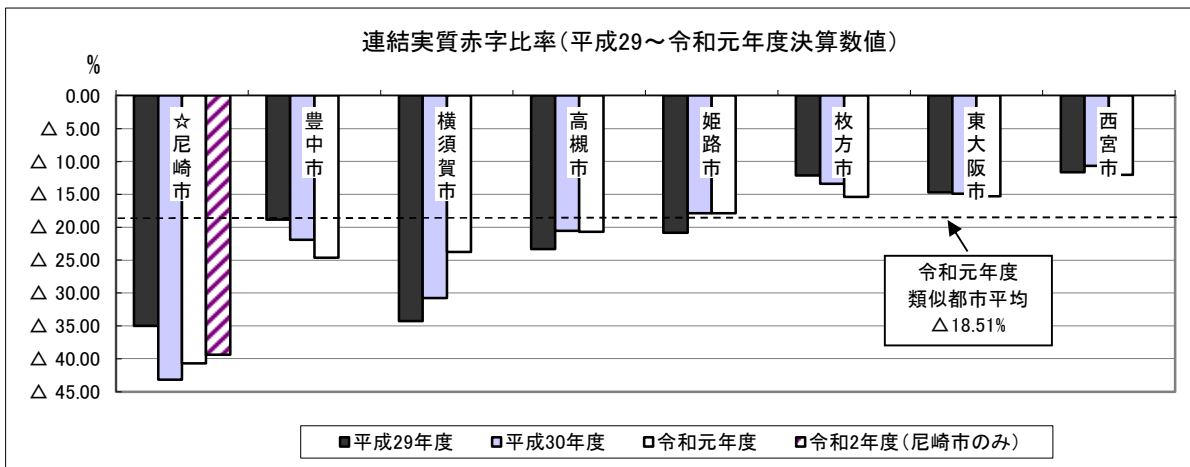
ア 実質赤字比率



年度	豊中市	姫路市	横須賀市	東大阪市	枚方市	高槻市	西宮市	尼崎市
平成29年度	△ 1.55	△ 4.79	△ 3.71	△ 1.87	△ 2.22	△ 1.82	△ 2.51	△ 0.18
平成30年度	△ 3.59	△ 4.63	△ 4.28	△ 2.36	△ 2.01	△ 0.73	△ 0.74	△ 0.35
令和元年度	△ 5.79	△ 4.91	△ 3.38	△ 2.66	△ 2.12	△ 0.94	△ 0.64	△ 0.32
令和2年度								△ 0.44

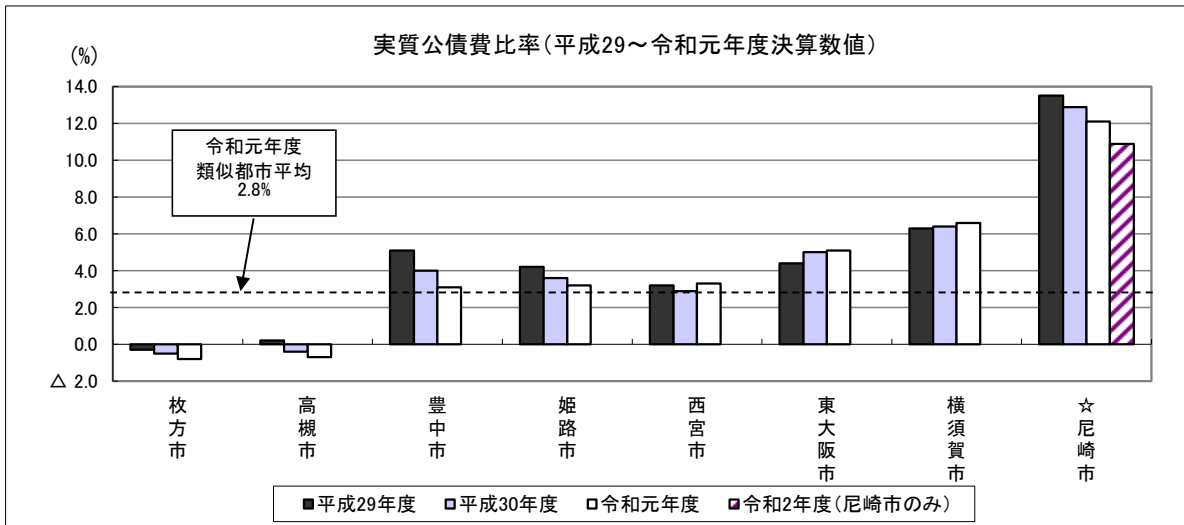
※ 尼崎市については、令和2年度決算数値も表示している。(以下のグラフにおいても同じ。)

イ 連結実質赤字比率



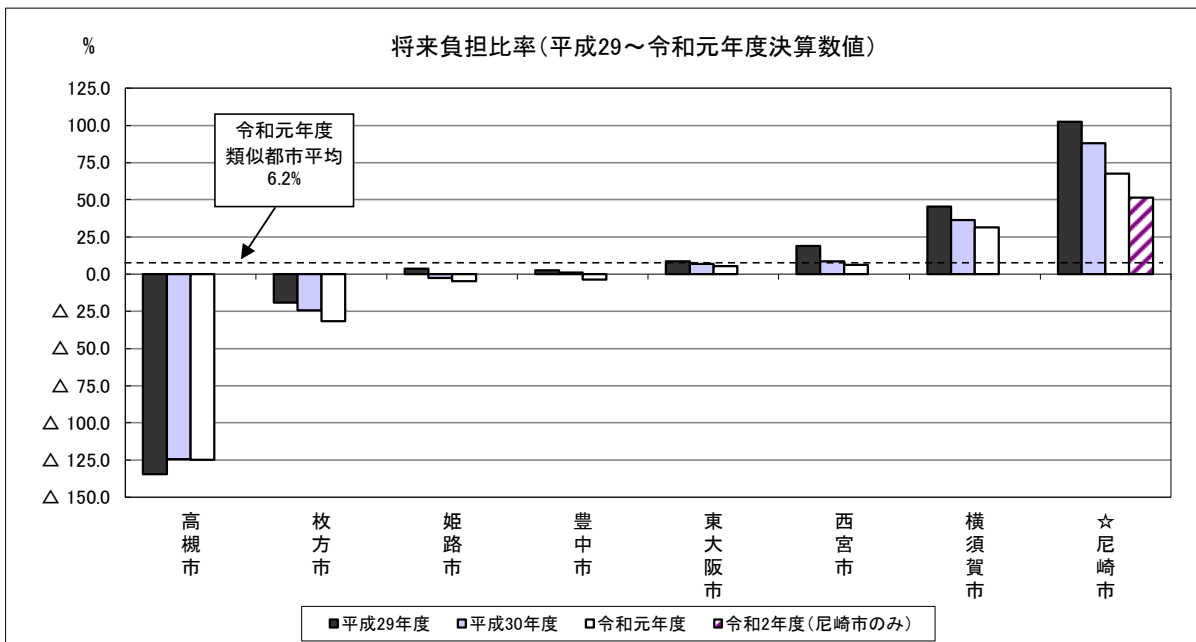
年度	尼崎市	豊中市	横須賀市	高槻市	姫路市	枚方市	東大阪市	西宮市
平成29年度	△ 35.00	△ 18.87	△ 34.31	△ 23.32	△ 20.83	△ 12.10	△ 14.73	△ 11.66
平成30年度	△ 43.16	△ 21.94	△ 30.74	△ 20.56	△ 17.89	△ 13.38	△ 14.89	△ 10.65
令和元年度	△ 40.69	△ 24.63	△ 23.73	△ 20.68	△ 17.87	△ 15.36	△ 15.28	△ 12.04
令和2年度	△ 39.36							

ウ 実質公債費比率



年 度	枚方市	高槻市	豊中市	姫路市	西宮市	東大阪市	横須賀市	尼崎市
平成29年度	△ 0.3	0.2	5.1	4.2	3.2	4.4	6.3	13.5
平成30年度	△ 0.5	△ 0.4	4.0	3.6	2.9	5.0	6.4	12.9
令和元年度	△ 0.8	△ 0.7	3.1	3.2	3.3	5.1	6.6	12.1
令和2年度								10.9

エ 将来負担比率

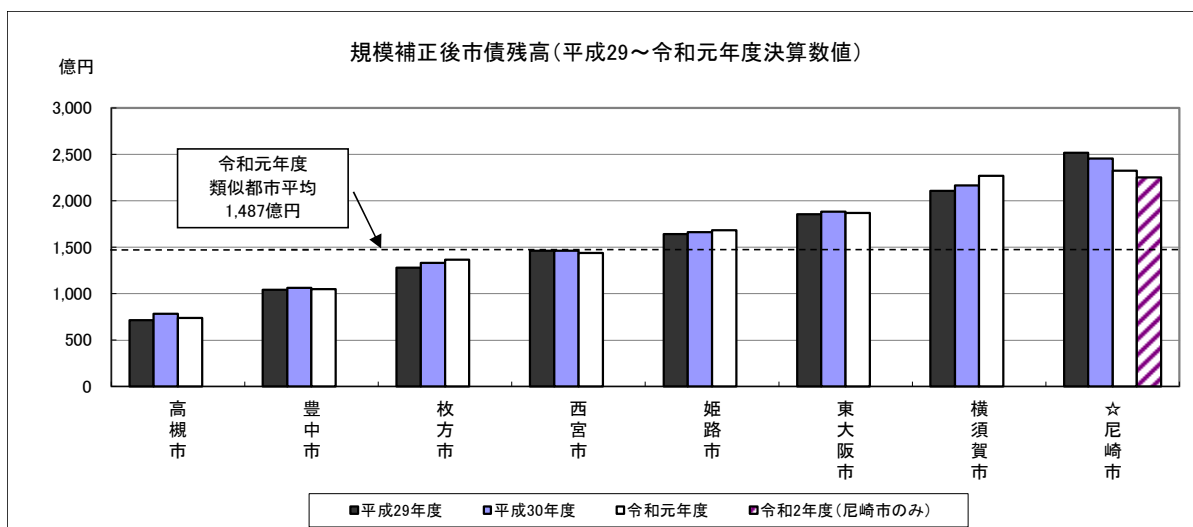


年 度	高槻市	枚方市	姫路市	豊中市	東大阪市	西宮市	横須賀市	尼崎市
平成29年度	△134.7	△ 19.2	3.7	2.6	8.7	18.9	45.5	102.6
平成30年度	△124.4	△ 24.2	△ 2.6	1.2	6.9	8.6	36.5	88.2
令和元年度	△124.8	△ 31.7	△ 4.7	△ 3.8	5.4	6.3	31.4	67.6
令和2年度								51.4

※ 類似都市平均は、将来負担比率がマイナスとなる市についてはゼロとして算出している。

才 規模補正後市債残高

(単位：億円)



年度	高槻市	豊中市	枚方市	西宮市	姫路市	東大阪市	横須賀市	尼崎市
平成29年度	715	1,041	1,283	1,460	1,639	1,855	2,107	2,516
平成30年度	783	1,063	1,330	1,465	1,664	1,882	2,166	2,455
令和元年度	737	1,050	1,364	1,439	1,684	1,869	2,269	2,324
令和2年度								2,249

(2) 将来負担額等(令和元年度決算数値)

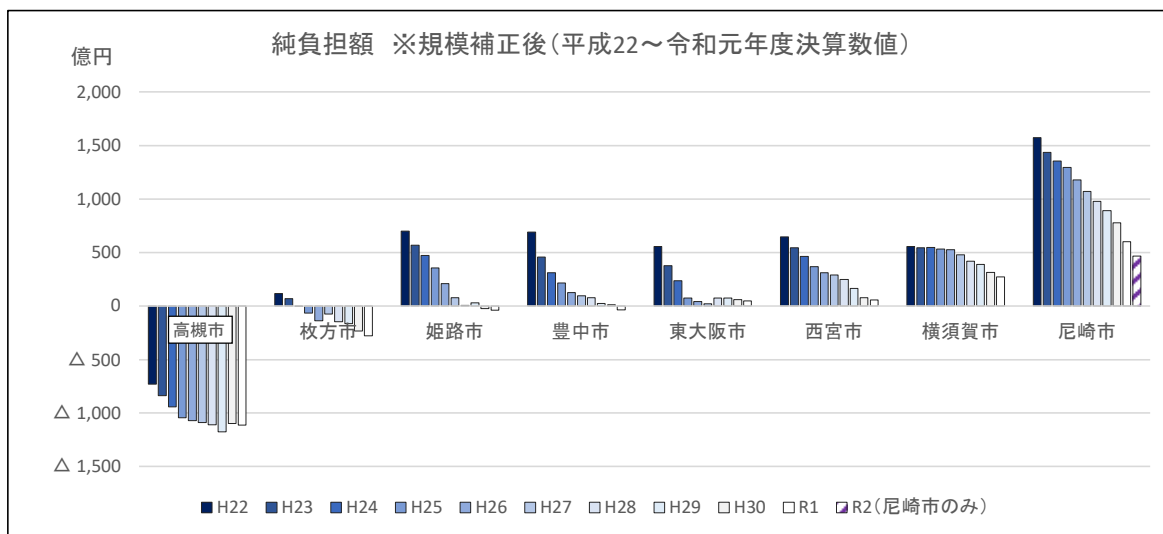
(単位：%・百万円)

都市名	将来負担比率	標準財政規模	将来負担額	充当可能財源等	純負担額	市民1人当たり純負担額(千円)
尼崎市	67.6	100,574	280,916	220,627	60,289	133
横須賀市	31.4	82,780	244,873	222,414	22,459	55
豊中市	△ 3.8	84,449	145,066	148,044	△ 2,979	△ 8
高槻市	△ 124.8	68,299	79,988	155,503	△ 75,515	△ 215
枚方市	△ 31.7	77,953	159,371	180,963	△ 21,592	△ 53
東大阪市	5.4	109,402	327,540	322,340	5,200	10
姫路市	△ 4.7	120,088	268,637	273,468	△ 4,831	△ 9
西宮市	6.3	96,282	200,892	195,483	5,409	11

(3) 長期推移について

ア 将来負担比率の分子（純負担額）※規模補正後

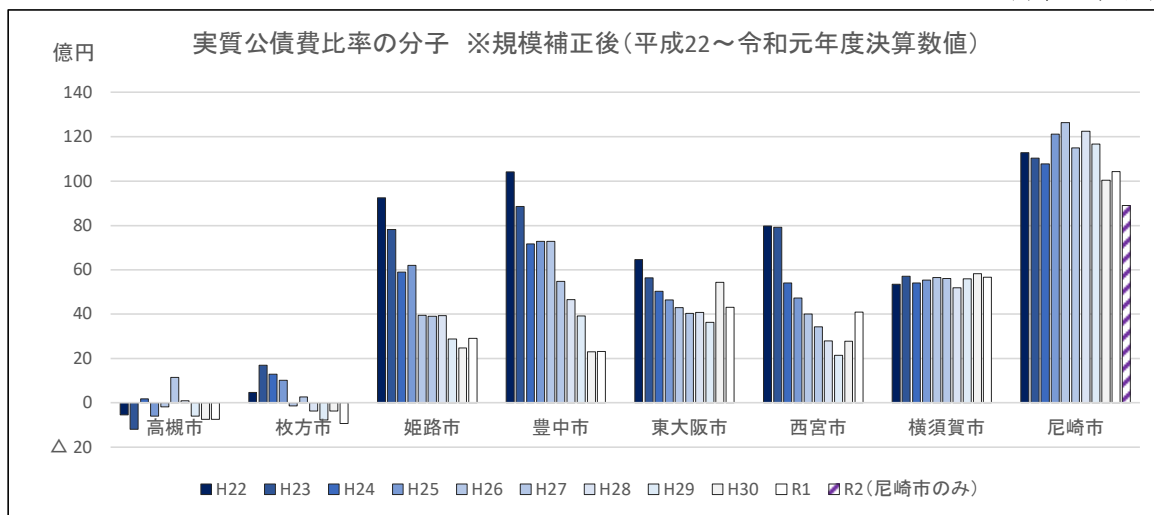
(単位：億円)



団体名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
高槻市	△728	△837	△942	△1,046	△1,073	△1,088	△1,107	△1,174	△1,099	△1,112	
枚方市	116	70	△3	△67	△137	△76	△147	△165	△235	△279	
姫路市	702	567	473	357	209	81	6	32	△23	△40	
豊中市	692	458	313	216	126	97	79	24	11	△38	
東大阪市	555	378	238	74	44	22	74	75	60	48	
西宮市	645	544	463	369	310	290	250	165	77	57	
横須賀市	556	543	548	530	527	478	420	387	316	273	
尼崎市	1,572	1,437	1,356	1,296	1,180	1,070	979	893	779	603	465

イ 実質公債費比率の分子 ※規模補正後

(単位：億円)



団体名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
高槻市	△6	△12	2	△6	△2	12	1	△6	△7	△8	
枚方市	5	17	13	10	△1	3	△4	△8	△4	△9	
姫路市	92	78	59	62	40	39	39	29	25	29	
豊中市	104	89	72	73	73	55	47	39	23	23	
東大阪市	65	56	50	46	43	40	41	36	54	43	
西宮市	80	79	54	47	40	34	28	21	28	41	
横須賀市	53	57	54	55	56	56	52	56	58	57	
尼崎市	113	110	108	121	126	115	123	117	100	104	89

(4) 健全化判断比率等の推移（規模補正後の類似都市平均値との比較）

（単位：％・百万円）

項 目	年度 区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (尼崎市のみ)
		実質赤字比率	尼崎市	△ 0.18	△ 0.35
	類似都市	△ 2.64	△ 2.62	△ 2.92	
一般会計等実質収支額	尼崎市	184	355	322	458
	類似都市	2,604	2,627	2,941	
連結実質赤字比率	尼崎市	△ 35.00	△ 43.16	△ 40.69	△ 39.36
	類似都市	△ 19.40	△ 18.58	△ 18.51	
連結実質収支額・資金剰余額	尼崎市	34,504	43,165	40,926	40,063
	類似都市	19,131	18,582	18,625	
実質公債費比率 (3 か年平均)	尼崎市	13.5	12.9	12.1	10.9
	類似都市	3.3	3.0	2.8	
実質公債費比率 (単年度)	尼崎市	13.4	11.3	11.6	9.8
	類似都市	2.7	4.3	2.8	
元利償還金の額 (特定財源控除後)	尼崎市	19,445	18,004	18,311	17,251
	類似都市	9,792	10,063	10,170	
算入公債費等の額	尼崎市	11,654	11,744	11,408	11,454
	類似都市	12,292	10,976	12,419	
将来負担比率	尼崎市	102.6	88.2	67.6	51.4
	類似都市	11.3	7.6	6.2	
将来負担額	尼崎市	298,781	291,715	280,916	273,153
	類似都市	217,710	218,498	218,518	
一般会計等地方債残高	尼崎市	251,573	245,497	232,371	224,923
	類似都市	144,265	147,906	148,746	
充当可能財源等	尼崎市	209,523	213,797	220,627	226,644
	類似都市	227,078	231,238	234,080	
充当可能基金	尼崎市	23,726	26,310	33,868	39,408
	類似都市	35,128	36,431	36,514	
標準財政規模	尼崎市	98,573	99,998	100,574	101,766
	類似都市	90,664	91,180	91,322	

備考：各比率及び標準財政規模以外の類似都市の数値は、標準財政規模で規模補正した数値の単純平均値である。

3 中核市の健全化判断比率の一覧（令和元年度決算数値）

実質赤字比率（％）			連結実質赤字比率（％）			実質公債費比率（％）			将来負担比率（％）						
1	越谷市	△ 8.86	1	尼崎市	△ 40.69	1	岡崎市	△ 1.0	1	高槻市	△ 124.8				
2	福島市	△ 8.62	2	大津市	△ 37.65	2	枚方市	△ 0.8	2	寝屋川市	△ 77.6				
3	岐阜市	△ 7.85	3	岡崎市	△ 33.88	3	高槻市	△ 0.7	3	豊田市	△ 67.1				
4	川口市	△ 7.02	4	那覇市	△ 31.08	4	八王子市	△ 0.7	4	福山市	△ 51.6				
5	郡山市	△ 6.80	5	倉敷市	△ 30.75	5	寝屋川市	0.4	5	柏市	△ 34.7				
6	倉敷市	△ 5.90	6	松山市	△ 29.94	6	船橋市	0.7	6	枚方市	△ 31.7				
7	豊中市	△ 5.75	7	八戸市	△ 29.86	7	福島市	1.2	7	郡山市	△ 26.1				
8	豊田市	△ 5.62	8	福山市	△ 29.12	8	福山市	1.4	8	岐阜市	△ 23.5				
9	岡崎市	△ 5.56	9	柏市	△ 28.93	9	大津市	2.1	9	岡崎市	△ 22.1				
10	佐世保市	△ 5.47	10	長崎市	△ 28.87	10	柏市	2.2	10	大津市	△ 14.2				
11	那覇市	△ 5.34	11	いわき市	△ 28.70	11	鹿児島市	2.5	11	八王子市	△ 8.7				
12	川越市	△ 5.15	12	秋田市	△ 26.98	12	長野市	2.8	12	姫路市	△ 4.7				
13	柏市	△ 5.07	13	岐阜市	△ 26.40	13	豊田市	2.8	13	豊中市	△ 4.1				
14	豊橋市	△ 5.02	14	下関市	△ 26.33	14	明石市	3.0	14	佐世保市	△ 1.0				
15	姫路市	△ 4.91	15	金沢市	△ 26.18	15	豊中市	3.1	15	宇都宮市	0.0				
16	高崎市	△ 4.43	16	山形市	△ 25.76	16	姫路市	3.2	16	東大阪市	5.4				
17	寝屋川市	△ 3.97	17	豊橋市	△ 25.32	17	西宮市	3.3	17	西宮市	6.3				
18	青森市	△ 3.95	18	郡山市	△ 25.14	18	久留米市	3.4	18	川口市	7.9				
19	大津市	△ 3.94	19	長野市	△ 24.96	19	豊橋市	3.7	19	八尾市	10.0				
20	八戸市	△ 3.86	20	豊中市	△ 24.60	20	郡山市	4.3	20	福島市	14.3				
21	福井市	△ 3.85	21	川越市	△ 23.73	21	岐阜市	4.5	21	越谷市	15.2				
22	山形市	△ 3.84	22	横須賀市	△ 23.73	22	佐世保市	4.5	22	いわき市	22.3				
23	鳥取市	△ 3.80	23	鹿児島市	△ 23.52	23	倉敷市	4.7	23	船橋市	24.1				
24	福山市	△ 3.56	24	盛岡市	△ 23.48	24	八尾市	5.1	24	明石市	25.5				
25	長崎市	△ 3.39	25	八尾市	△ 22.80	25	東大阪市	5.1	25	鹿児島市	30.0				
26	横須賀市	△ 3.38	26	高崎市	△ 21.90	26	大分市	5.1	26	横須賀市	31.4				
27	鹿児島市	△ 3.35	27	福井市	△ 21.68	27	宇都宮市	5.3	27	久留米市	32.5				
28	宮崎市	△ 3.04	28	寝屋川市	△ 21.52	28	高崎市	5.5	28	大分市	36.1				
29	下関市	△ 2.98	29	高槻市	△ 20.68	29	川越市	5.7	29	宮崎市	40.3				
30	高松市	△ 2.90	30	福島市	△ 20.33	30	川口市	5.8	30	倉敷市	43.1				
31	前橋市	△ 2.80	31	佐世保市	△ 19.27	31	金沢市	5.9	31	高崎市	47.6				
32	松江市	△ 2.75	32	鳥取市	△ 18.64	32	横須賀市	6.6	32	長野市	50.7				
33	富山市	△ 2.72	33	豊田市	△ 18.29	33	甲府市	6.8	33	豊橋市	51.4				
34	東大阪市	△ 2.66	34	姫路市	△ 17.87	34	宮崎市	6.8	34	松山市	51.8				
35	松山市	△ 2.44	35	松江市	△ 17.56	35	いわき市	7.0	35	函館市	52.4				
36	八尾市	△ 2.42	36	宇都宮市	△ 17.34	36	越谷市	7.2	36	金沢市	60.5				
37	秋田市	△ 2.40	37	甲府市	△ 16.66	37	函館市	7.3	37	盛岡市	63.0				
38	船橋市	△ 2.26	38	枚方市	△ 15.36	38	松山市	7.7	38	那覇市	64.9				
39	枚方市	△ 2.12	39	久留米市	△ 15.31	39	高松市	7.8	39	前橋市	66.6				
40	いわき市	△ 1.98	40	宮崎市	△ 15.29	40	長崎市	7.9	40	尼崎市	67.6				
41	函館市	△ 1.93	41	東大阪市	△ 15.28	41	山形市	7.9	41	川越市	68.9				
42	大分市	△ 1.78	42	川口市	△ 14.98	42	前橋市	7.9	42	鳥取市	69.6				
43	呉市	△ 1.76	43	青森市	△ 14.56	43	旭川市	8.1	43	秋田市	72.2				
44	金沢市	△ 1.69	44	大分市	△ 14.40	44	富山市	8.5	44	甲府市	72.4				
45	旭川市	△ 1.51	45	明石市	△ 13.99	45	秋田市	9.3	45	呉市	74.4				
46	八王子市	△ 1.49	46	越谷市	△ 12.89	46	呉市	9.3	46	高松市	77.1				
47	甲府市	△ 1.30	47	和歌山市	△ 12.62	47	盛岡市	9.5	47	下関市	82.2				
48	宇都宮市	△ 1.29	48	高知市	△ 12.37	48	八戸市	9.8	48	長崎市	82.7				
49	久留米市	△ 1.23	49	船橋市	△ 12.28	49	下関市	9.8	49	松江市	83.6				
50	明石市	△ 1.13	50	西宮市	△ 12.04	50	福井市	10.3	50	山形市	88.0				
51	高槻市	△ 0.94	51	奈良市	△ 11.76	51	鳥取市	10.3	51	旭川市	90.7				
52	奈良市	△ 0.77	52	前橋市	△ 11.13	52	那覇市	10.4	52	青森市	93.6				
53	盛岡市	△ 0.64	53	富山市	△ 10.67	53	奈良市	11.2	53	福井市	95.6				
54	西宮市	△ 0.64	54	呉市	△ 10.43	54	和歌山市	11.3	54	富山市	125.5				
55	高知市	△ 0.51	55	函館市	△ 7.86	55	尼崎市	12.1	55	八戸市	127.4				
56	和歌山市	△ 0.44	56	高松市	△ 7.49	56	松江市	12.5	56	和歌山市	127.6				
57	尼崎市	△ 0.32	57	旭川市	△ 4.13	57	高知市	14.2	57	奈良市	137.3				
58	長野市	△ 0.23	58	八王子市	△ 2.99	58	青森市	15.0	58	高知市	180.2				
中核市平均			△ 3.35	中核市平均			△ 19.95	中核市平均			5.9	中核市平均			45.7

- 備考1 中核市は、令和元年度末現在で中核市の指定に関する政令（平成7年政令第408号）で指定されている都市である。
- 2 比率は、各市が公表しているもののほか、財政状況資料集等から算出したものを含む。
- 3 中核市平均は、尼崎市を除いた57市の単純平均値（表示単位未満四捨五入）である。
また、将来負担比率がマイナスとなる市については、ゼロとして算出している。

4 用語説明（総務省・地方公共団体財政健全化法関係資料等から抜粋）

(1) 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称である。

地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものである。

(2) 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(3) 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(4) 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

※ 標準財政規模から算入公債費等を控除した額(将来負担比率において同じ。)

(5) 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

(6) 資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業に係る会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

(7) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債の発行可能額を加算した額である。

(8) 資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

(9) 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

(10) 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

(11) 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。